

都城市 中山間地域等出店支援事業 交付要領



問い合わせ先

地域振興部 地域振興課

〒885-8555 都城市姫城町6街区21号

電話 0986-23-7146 FAX 0986-21-3034

メール community@city.miyakonojo.miyazaki.jp

1, 事業の概要と対象エリア

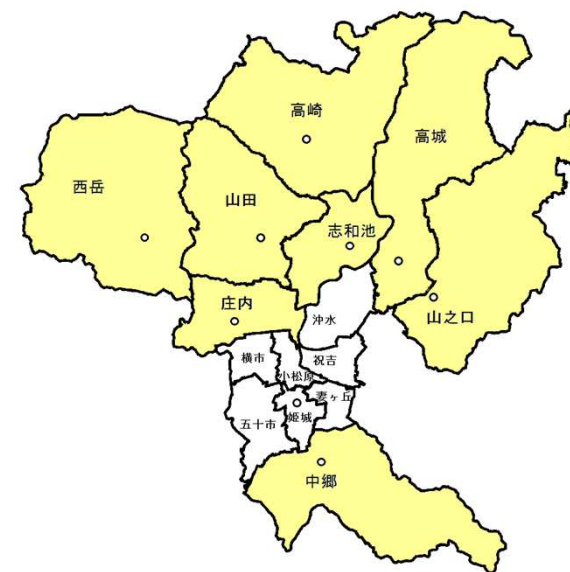
○概要

中山間地域等の空き店舗等を活用し、新たに出店する事業者や、空き店舗等の再生活用を進める事業者、また、新たに商業施設等の店舗を整備する事業者を支援します。

○補助対象エリア

都城市中山間地域等振興計画（令和5年4月策定）に定める以下の地区において支援を行います。

志和池、庄内、西岳、中郷
山之口、高城、山田、高崎 の8地区



2, 補助金申請について

○申請書の申請期限

令和9年1月29日まで随時受付します。（9：00～16：00の間、土、日、祝日は除く）

※ただし、予算が無くなり次第、受付を締め切ります。

○交付決定

申請書類の提出を受け付けた場合には、速やかに交付決定通知書により通知します。

※目安は申請受理後2～3週間。申請書類に不備等があった場合は、期間が延びることがあります。

※交付決定前に補助対象建物の工事等に着手した場合は、対象になりません。

○実績報告書の提出期限

令和9年3月末日まで受付します。（9：00～16：00の間、土、日、祝日は除く）

※工事等代金の支払いも含めた手続きが完了しないと補助金の支払いはできませんのでご注意ください。

3, 支援メニュー

※詳細は、都城市中山間地域等出店支援事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）をご覧ください。

①空き店舗等リノベーション事業

対象・事業内容・補助条件	補助率	補助上限額 (万円)
<p>対象：空き店舗等の所有者</p> <p>事業内容：中山間地域等内に空き店舗等を所有する者が、自ら創業する、又は賃貸するために必要な内・外装工事及び残置物撤去が対象（経費20万円以上）</p> <p>補助条件：①新店舗は、出店後2年以上継続して活動すること ②建築基準法の規定を順守すること ③地域の活性化に努めること ④店舗を賃貸する場合は、事業完了後3月以内に新たな出店の工事等が開始されること ⑤要綱別表第2に記載されている業種の営業を行うこと、また別表3に掲げる業務に該当しないこと その他については、要綱を確認してください。</p>	1/2	300

手続き内容	提出必要書類
補助金交付申請 ※事業着手前	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画書、収支予算書、見積書（2社）、工程表、図面、着工前写真等 ・建築対策課及び消防局協議事項確認書、建築基準法に規定する検査済証の写し ・住民票、建物の登記事項証明書or固定資産税課税台帳の写し ・商工団体の事業支援表明書、商工団体の加入証明書or出店地域の活性化計画書 ・その他必要な書類（要綱を確認してください。）
補助金実績報告 ※事業完了後	<ul style="list-style-type: none"> ・実績報告書、収支決算書、施工後の写真、領収書の写し、請負契約書の写し、請求書 ・建築基準法に規定する検査済証の写し、営業許可書の写し、防火対象物使用開始届の写し ・その他必要な書類（要綱を確認してください。）

3, 支援メニュー ※詳細は、要綱をご覧ください。

②テナントリノベーション事業

対象・事業内容・補助条件	補助率	補助上限額 (万円)
<p>対象：中山間地域で出店を予定する者（空き店舗等の所有者は除く。） 事業内容：中山間地域等内に新たに出店するために必要な空き店舗等のリノベーション工事 補助条件：①新店舗は、出店後2年以上継続して活動すること ②建築基準法の規定を順守すること ③地域の活性化に努めること ④要綱別表第2に記載されている業種の営業を行うこと、また別表3に掲げる業務に該当しないこと ⑤1日4時間以上、かつ、1月当たり20日以上での営業に努めること その他については、要綱を確認してください。</p>	1/2	300

手続き内容	提出必要書類
補助金交付申請 ※事業着手前	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画書、収支予算書、見積書（2社）、工程表、図面、着工前写真等 ・建築対策課及び消防局協議事項確認書、建築基準法に規定する検査済証の写し ・住民票、空き店舗等の登記事項証明書or固定資産税課税台帳の写し ・商工団体の事業支援表明書、商工団体の加入証明書or出店地域の活性化計画書 ・所有者がリノベーションすることを承諾した書類 ・その他必要な書類（要綱を確認してください。）
補助金実績報告 ※事業完了後	<ul style="list-style-type: none"> ・実績報告書、収支決算書、施工後の写真、領収書の写し、請負契約書の写し、請求書 ・建築基準法に規定する検査済証の写し、営業許可書の写し、防火対象物使用開始届の写し ・その他必要な書類（要綱を確認してください。）

3, 支援メニュー ※詳細は、要綱をご覧ください。

③空き店舗等解体事業

対象・事業内容・補助条件	補助率	補助上限額 (万円)
<p>対象：空き店舗等の所有者又は中山間地域で出店を予定する者 事業内容：中山間地域内の空店舗の場所に新たに出店するために空き店舗等全部の解体工事 補助条件：①建設リサイクル法の規定を順守すること ②解体後の新店舗が、出店後2年以上継続して活動をする事 ③解体後の新店舗の建築は、解体後3月以内に着手すること ④解体後の新店舗が要綱別表第2に記載されている業種の営業を行うこと、また別表3に掲げる業務に該当しないこと その他については、要綱を確認してください。</p>	2/3	1,000

手続き内容	提出必要書類
補助金交付申請 ※事業着手前	<ul style="list-style-type: none"> ・収支予算書、見積書（2社）、工程表、着工前写真等 ・大気汚染防止法の規定に基づくアスベストの分析調査結果報告書等の写し ・建設リサイクル法の規定に基づく届出書類の写し ・住民票、空き店舗等の登記事項証明書or固定資産税課税台帳の写し ・所有者が空き店舗等を解体することを承諾した書類、賃貸借契約書の写し ・新店舗の見積書、図面等、事業計画書等 ・その他必要な書類（要綱を確認してください。）
補助金実績報告 ※事業完了後	<ul style="list-style-type: none"> ・実績報告書、収支決算書、施工後の写真、領収書の写し、請負契約書の写し、請求書 ・解体で出る廃棄物を適正に処理したことが分かる書類の写し（アスベスト、リサイクル、産廃処理関係） ・その他必要な書類（要綱を確認してください。）

3, 支援メニュー ※詳細は、要綱をご覧ください。

④商業施設等整備事業

対象・事業内容・補助条件	補助率	補助上限額 (万円)
<p>対象：中山間地域の土地の所有者又は中山間地域内で出店を予定する者 事業内容：中山間地域等内に新たに商業施設を建設するために必要な施設整備工事 補助条件：①商業施設の新築工事であること ②新店舗は、出店後2年以上継続して活動すること ③建築基準法の規定を順守すること ④地域の活性化に努めること ⑤要綱別表第2に記載されている業種の営業を行うこと、また別表3に掲げる業務に該当しないこと ⑥複数の店舗を整備する場合は、半数以上の店舗で創業することが確実であること その他については、要綱を確認してください。</p>	1/2	1坪当たり 30 1店舗当 り300 複数店舗の 場合の上限 1,800

手続き内容	提出必要書類
補助金交付申請 ※事業着手前	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画書、収支予算書、見積書（2社）、工程表、図面、着工前写真等 ・建築対策課及び消防局協議事項確認書、建築基準法に規定する確認済証 ・住民票、土地の登記事項証明書or固定資産税課税台帳の写し ・商工団体の事業支援表明書、商工団体の加入証明書or出店地域の活性化計画書 ・所有者が土地に商業施設を整備することを承諾した書類、賃貸借契約書の写し ・新店舗の見積書、図面等、事業計画書等 ・その他必要な書類（要綱を確認してください。）
補助金実績報告 ※事業完了後	<ul style="list-style-type: none"> ・事業報告書、収支決算書、施工後の写真、領収書の写し、請負契約書の写し、請求書 ・建築基準法に規定する検査済証の写し、営業許可書の写し、防火対象物使用開始届の写し ・その他必要な書類（要綱を確認してください。）

4, 補助対象業種 (要綱別表2)

※日本標準産業分類 (平成25年10月改定) 分類表から抜粋

※小分類番号570、580、600、680、690、700、720は、「主として管理事務を行う本社等、自家用倉庫、その他の管理・補助的経済活動を行う事業所」をいいます。

大分類	中分類	小分類	細分類	
I 卸売業・小売業	56 各種商品小売業	569 その他の各種商品小売業		
	57 織物・衣服・身の回り品小売業	(ただし、小分類番号570は対象外とする。)		
	58 飲食料品小売業	(ただし、小分類番号580は対象外とする。)		
	59 機械器具小売業	591 自動車小売業		5914 二輪自動車小売業 (原動機付き自転車を含む。)
		592 自転車小売業		
	593 機械器具小売業 (自動車, 自転車を除く。)			
60 その他の小売業	(ただし、小分類番号600は対象外とする。)		(ただし、細分類番号6051は対象外とする。)	
K 不動産業, 物品賃貸業	68 不動産取引業	(ただし、小分類番号680は対象外とする。)		
	69 不動産賃貸業・管理業	(ただし、小分類番号690は対象外とする。)		
	70 物品賃貸業	(ただし、小分類番号700は対象外とする。)		
L 学術研究, 専門・技術サービス	72 専門サービス業 (他に分類されないもの)	(ただし、小分類番号720は対象外とする。)		
	73 広告業	731 広告業		
	74 技術サービス業 (他に分類されないもの)	746 写真業		

4, 補助対象業種 (要綱別表2)

※日本標準産業分類 (平成25年10月改定) 分類表から抜粋

※小分類番号770、830は、「主として管理事務を行う本社等、自家用倉庫、その他の管理・補助的経済活動を行う事業所」をいいます。

大分類	中分類	小分類	細分類
M 宿泊業、飲食サービス業	4.775 宿泊業	751 旅館, ホテル	
		752 簡易宿所	
		759 その他の宿泊業	7599 他に分類されない宿泊業のうちキャンプ場
	76 飲食店	761 食堂, レストラン (専門料理店を除く。)	
		762 専門料理店	
		763 そば・うどん店	
		764 すし店	
		767 喫茶店	
		769 その他の飲食店	
	77 持ち帰り・配達飲食サービス業	(ただし、小分類番号770は対象外とする。)	
N 生活関連サービス業、娯楽業	78 洗濯・理容・美容・浴場業	781 洗濯業	
		782 理容業	
		783 美容業	
		789 その他の洗濯・理容・美容・浴場業	
	79 その他の生活関連サービス業	791 旅行業	
		793 衣服裁縫修理業	
	799 他に分類されない生活関連サービス	7993 写真現像・焼付業	
O 教育、学習支援業	82 その他の教育、学習支援業	823 学習塾	
		824 教養・技能教授業	
P 医療、福祉	83 医療業	(ただし、小分類番号830は対象外とする。)	
R サービス業 (他に分類されないもの)	93 政治・経済・文化団体	939 他に分類されない非営利的団体	

5, 補助対象外となる業務 (要綱別表3)

※整備後の店舗利用が以下の表に掲げる業務に該当した場合、補助金を全額返還していただくこととなりますので、ご注意ください。

	施設の業務形態	詳細
1	住宅、アパート、マンション等	
2	遊戯場	日本標準産業分類「N 生活関連サービス業、娯楽業」の小分類「806 遊戯場」に分類される娯楽業を行う施設
3	風俗施設	「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」(昭和23年法律第122号)第2条1項各号、同条第4項から第11項で及び同条第13項に規定する業務を行う施設
4	工場・倉庫等	パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店等で、作業場の面積が50㎡以下のものを除く。
5	駐車場	当該店舗等の商業活動が併用する場合を除く。

6, 補助金支払いまでの流れ (イメージ)

※交付決定前の着工は、補助対象外となりますのでご注意ください。

※提出書類に不備や不足がある場合は、交付決定等に時間を要するため、不備等が無いようにご注意ください。

※建築確認や営業許可など、関係機関の許可申請や届け出に係る日数については、関係機関にご確認ください。

補助金支払いまでの流れ (イメージ)		対応者
①	市役所 地域振興課、商工団体に相談	申請者
②	「補助事業等事前着手承認申請書」を市役所 地域振興課に提出 ※図面作成・石綿調査前に提出	申請者
③	申請に必要な書類等の確認・準備・作成。建築業者・金融機関との協議。	申請者、業者
④	建築対策課及び消防局と協議、建築物に関する確認申請（該当する場合のみ）、アスベスト調査	申請者、業者
⑤	建築確認申請による確認済証の交付（該当する場合のみ）	建築対策課
⑥	補助金等交付申請書の提出	申請者
⑦	約3週間の書類審査後、補助金等交付決定書による通知 ※提出書類に不備や不足がある場合は、さらに時間を要します。	地域振興課
⑧	補助金等交付決定後に工事着工 ※交付決定前の着工は、補助対象外となります。	申請者、業者
⑨	工事完了後、実績報告書類の準備。業者への支払い。産廃処理に関する報告書等の受領。	申請者、業者
⑩	建築完了検査の申請、営業許可申請、防火対象物使用開始の届出（各該当する場合のみ）	申請者
⑪	建築完了検査申請による検査済証の交付（該当する場合のみ）	建築対策課
⑫	補助金等実績報告書の提出（請求書含む）	申請者
⑬	約3週間の書類審査後、事業完了に係る現地検査、補助金等確定通知書の通知	地域振興課
⑭	補助金支払い	地域振興課